

松江市立学校では、本ガイドラインの内容に沿って、学校生活における新型コロナウイルス感染症への対応を行っています。

# 松江市版 新型コロナウイルス感染症 に対応した 健康管理に関する ガイドライン 令和3年6月1日付け改訂版

(概要版)

## 1 文部科学省

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

(2021.4.28 Ver.6)

【松江市は行動基準「レベル1」地域として判断】

## 2 島根県教育委員会

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン（令和3年5月14日時点）に対応した改訂

# 松江市教育委員会

- 目次 -

**I. 感染症予防のための基本方針**

- 1. 児童・生徒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 教職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 校内環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

**II. 学校生活における留意点**

- 1. 登校前・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 登校時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 生活全般【更新】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 学習指導【更新】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
- 5. 休憩時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6. 給食時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7. 清掃時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～7
- 8. 学校行事【更新】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8～10
- 9. 下校時 及び 下校後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 10. 部活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

**III. 児童・生徒の心のケア**

- 1. 児童・生徒の心のケア【更新】・・・・・・・・・・・・ 11
- 2. 偏見や差別を生まないための指導【更新】・・・・ 11

# Ⅰ. 感染症予防のための基本方針

## 基本方針

「集団感染に共通する3条件」（3密）を避ける対応・指導

換気の徹底  
身体的距離の確保  
マスクの着用

### 1. 児童・生徒

- 児童・生徒に対し、手洗い、咳エチケットの励行について指導する。
- 児童・生徒（保護者）には、「健康観察の記録表」を配布し、毎朝自宅で検温及び体調チェックを行い、登校後提出するよう指導する。

### 2. 教職員

- 児童・生徒と接触する立場であることを自覚し、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層徹底する。
- 校舎内での3密を避けるため、生活時程等を弾力的に変更、運用する。

### 3. 校内環境

- 校内に石鹸等を設置するなど手指衛生を保つ環境を整備する。
- 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心がける。
- 「学校施設における清掃・消毒マニュアル」に基づき清掃・消毒を行い、清潔な空間を保つ。

## II. 学校生活における留意点 1. 登校前 2. 登校時

### 1. 登校前

- 各家庭で毎朝検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックし「健康観察の記録表」に記入する。  
※体温が平熱より高い場合や風邪症状がある場合は自宅で休養する。

### 2. 登校時

- 集団登校を行う場合には、密接とならないよう指導する。
- 登校時は原則としてマスクを着用する。ただし、気候の状況により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は児童・生徒間の距離を保った上でマスクを外してもよい旨指導する。
- こまめな水分補給のため、飲み物を持参する。
- 登校後、教室に入る前に石鹸での手洗いを確実に行う。  
(ウイルスの校舎侵入を防ぐ)
- 「健康観察の記録表」を提出する。  
(未提出の児童・生徒は学校で体調確認を行う。)
- スクールバスの車内では窓を開けて換気を良くし、私語を慎む。
- 特に通学に不慣れな小学校1年生の安全に十分注意すること。

## II. 学校生活における留意点 3. 生活全般【更新】

### 3. 生活全般

- 室内においては、児童・生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、対面と  
ならないような形で教育活動を行う。
- 大声を出すことを控えるように指導する。
- 室内では、原則としてマスクを着用する。ただし、気候の状況により、熱  
中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は児童・生徒間の距離  
を保った上でマスクを外してもよい旨指導する。  
(学級朝礼等でマスクの所持を確認する。)
- 換気のため、各教室は原則として、2方向それぞれ1つ以上の窓を開けて  
おく。(常時換気を原則とする。)
- 常時換気が困難な場合は、30分に1回以上、数分程度窓を全開にした換  
気を行う。
- 換気による室温の変化を踏まえ、実態に応じた形で児童・生徒に対して  
服装の調整を心がけるよう指導する。**
- エアコン使用時においても、2方向それぞれ1つ以上の窓を開けておく  
とともに、休憩時間には出入り口も含め、可能な限り開放する。
- こまめな水分補給を行う。
- 体調を崩した児童・生徒が出た場合は以下のように対応する。
  - ・別室で検温、問診を行う。
  - ・発熱等の風邪症状が認められた場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅さ  
せる。  
※学校の構造上、別室の準備等が難しい場合は、可能な限り他者との接  
触が避けられるよう仕切りなどで場所を確保したり、換気を十分に  
行ったりして、感染防止の措置をとる。
- 校内に、手洗い、咳エチケット等のポスター(市教委から送付)を掲示し、  
児童・生徒への指導を徹底すること。

## II. 学校生活における留意点 4. 学習指導【更新】

### 4. 学習指導

#### (1) 授業等教育活動を行うにあたっての注意事項

- 授業中、教室等の2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開ける。  
エアコン使用時も同様とする。
- 教室においては、児童・生徒の座席間に可能な限り距離をとる。
- 特別教室においても普通教室と同様の対策を講じた上で使用する。
- 教室においては、近距離での会話や発声等はできるだけ避けるように配慮する。
- 市内および近隣地域への校外学習については、従来からの安全対策に加え、感染症対策として以下の3点に留意する。
  - ①行き先の状況などの情報収集を十分に行った上で実施を検討する。
  - ②児童・生徒が密集するような状況を避ける
  - ③バス等利用の際は車内の換気を徹底する。

#### (2) 実技指導や実習等を伴う教科の指導

- 実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、「3密」を可能な限り回避すること。
- 次のような学習活動については、適切な感染症対策に加え、「原則としてマスクを着用する」、「飛沫が飛ぶことを防ぐ」、「長時間の密集状態を避ける」などの点に配慮した上で実施する。
  - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱・楽器演奏や身体接触を伴う活動
  - ・家庭科における調理等の実習
- その他の教科における活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施する。

### (3) 体育の授業での実技について

- 可能な限り感染症対策をおこなった上で学習活動を行う。
- 児童・生徒が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討する。
- 体育の授業中はマスクの着用の必要はないが、児童・生徒間の身体的距離を十分に確保するなどの感染症対策をとる。
- 令和3年度のプールによる水泳実技は、各校の状況に応じた感染防止対策を行ったうえで実施する。対策が困難であり、児童生徒の安全が確保できないと判断する場合は実施を控える。**
- 授業実施において以下の3点に留意する。
  - ①健康観察・健康管理の徹底
  - ②3密を避ける工夫
  - ③取り上げる活動内容の工夫

## II. 学校生活における留意点

### 5. 休憩時 6. 給食等の食事時 7. 清掃時

#### 5. 休憩時

- 教室等の窓は常に2方向それぞれ1つ以上開けて換気を行う。休み時間には、出入り口のドアも可能な限り開放する。
- グラウンド等での活動後、また、トイレ使用后などに石鹼による手洗いを徹底させる。
- 学校図書館については、利用前後の手洗いの徹底や、児童・生徒の利用時間帯が分散するような配慮等可能な限り感染症対策をとった上で貸出機能を維持する。

#### 6. 給食等の食事時

- 給食の前には、給食当番はもとより、児童・生徒等全員が石鹼による手洗いを徹底する。
- 配膳台や食事に使用する机等をきれいに拭く。
- 配膳の際は、児童・生徒等が間隔をあけて並ぶなどの工夫をする。
- 会食にあたっては、対面して喫食する形態を避け、会話を控えさせる。
- 給食後の歯磨きについては、飛沫が飛ぶ可能性が高いため、手洗い場が混み合わないよう時間をずらす等工夫をする。
- 弁当や調理実習等、給食以外での食事時についても、同様の対応に留意する。

#### 7. 清掃時

- 掃除の際には、換気を十分に行う。
- 掃除中は会話を控えるよう指導する。
- 掃除終了時には、石鹼による手洗いを徹底する。



○清掃時に家庭用洗剤等を使用する場合には、その使用方法、管理等について指導を徹底する。

## II. 学校生活における留意点

### 8. 学校行事【更新】 9. 下校時及び下校後 10.部活動

#### 8. 学校行事（集会・校外活動を含む）

##### （1）全校集会、学年集会等について

- 集会を行う意義や必要性を確認し、実施する時期、場所や時間、開催方法等について検討する。
- 体育館等に集まって実施する際は、感染症対策を行った上で、次の3点について特に留意する。
  - ①窓を広く開け、換気に努める。
  - ②整列する際の間隔を広くとる。
  - ③短時間で終了するよう、集会等の内容を簡素にする。

##### （2）遠足、修学旅行等について

- 実施の時期、場所について検討する。（必要に応じて松江市教育委員会に相談する。）
- 修学旅行については、令和3年4月6日付学教第29号「令和3年度実施の修学旅行について（通知）」のとおり、行き先についてはおおむね6月末までは感染が広がっていない島根県内に設定する。
- 7月以降の行き先については、別途、松江市教育委員会より通知する。
- 遠足については、島根県内及び生活圏である鳥取県西部（米子市周辺）地域に設定する。
- 延期を検討する場合は、行き先や交通機関状況などについて十分に情報収集を行った上で慎重に判断する。
- 旅行までの体調管理に十分注意を払い、発熱等がある場合は速やかに受診できるように保護者との連携を図る。また学校医・主治医の指示を仰ぎ、参加の可否については十分に検討する。（状況に応じて松江市教育委員会に相談する。）

○旅行中において体調不良の児童・生徒が出た際に、旅行業者が指定する病院や訪問先施設近辺の病院（緊急時対応として確認）への受診や保護者と連絡が速やかに行えるよう、事前に体制を整えておく。

○貸切バス等で移動する場合は、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気を徹底する。

### （３）参観日、授業公開日について

○感染症対策を講じた上で行うこと。

### （４）体育祭について

○実施内容や方法の工夫、実施時期を検討する。

○開会式や閉会式での児童・生徒の整列、応援、保護者等の参観、児童・生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

### （５）学習発表会、校内音楽会について

○教育的意義や必要性を確認し、実施内容や方法（児童・生徒間の身体的距離の確保、会場等の設定、半日開催、来場者制限、映像放送による開催など）の工夫、代替行事について慎重に検討する。

○合唱活動や大きな声を発生する活動については、参加者の安全と感染拡大防止を最優先として、活動については慎重に判断する。

○開催する時期、場所だけでなく、準備期間での練習や開催方法などにおいて適切な感染症対策を講じた上、身体的距離を確保する、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施する。

### （６）その他の学校行事について

○各行事の教育的意義や必要性を確認し、代替行事や開催方法について慎重に検討する。

〈来場者の人数制限の考え方について〉

- 収容人数が定まっている公共施設等を利用する際は、施設と相談の上、各施設の規定に沿って全体の入場者を制限すること。
- 学校の体育館等、人数定員が定まっていない屋内の施設を利用する際は、身体的距離を確保した上で収容できる人数を推計し、それを上限とすること。
- 学校の校庭等、人数定員が定まっていない屋外の施設を利用する際は、観覧エリアを指定し、そこにおいて身体的距離を確保した上で収容できる人数を推計し、それを上限とすること。

## 9. 下校時及び下校後

- 登校時に準ずる。
- 石鹸による手洗いを徹底する。

## 10. 部活動

- 実施の可否、活動方法の基準は、随時、松江市教育委員会より通知する。

### Ⅲ. 児童・生徒の心のケア

#### 1. 児童・生徒の心のケア【更新】 2. 偏見や差別を生まないための指導【更新】

##### 1. 児童・生徒の心のケア

- 児童・生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒もいることから、全教職員での見守り体制や組織的対応を強化する。
- 学級担任や養護教諭等を中心にきめ細やかな健康観察を行い、児童・生徒の状況を的確に把握し、学校医と連携した健康相談や、スクールカウンセラー等による教育相談を適切に実施する。
- 保護者との連携を大切にし、児童・生徒の心の健康状態を把握し、早期対応に努める。
- インターネットや家庭内でトラブルが生じている可能性も踏まえ、アンケート調査や感染防止対策を講じての家庭訪問等により、悩みを抱える児童・生徒や児童虐待等の早期発見に努める。
- 新型コロナウイルス感染症に関連したストレスやいじめ、偏見等に関し、相談窓口[「松江市いじめ電話相談ホットライン」や「24時間子ども SOSダイヤル」、「しまね子ども SNS 相談（相談してみるにゃ!）」等]を適宜周知する。

##### 2. 偏見や差別を生まないための指導

- 教職員は、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別は決して許されないことを徹底し、児童・生徒、保護者、教職員にとって安心できる学校環境づくりに努める。
- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた指導を行い、偏見や差別等の防止に向けて取り組む。（文部科学省や県等が作成した資料を適宜活用する。）
- 保護者に、新型コロナウイルス感染症に関する学校での取組や、学校における感染拡大防止対策等についての情報を提供する。

- 児童・生徒に、感染者・濃厚接触者・その家族等に対する思いやりや、医療・介護等、生活を支える人への感謝の心を育てる指導を行う。
- 新型コロナウイルス感染症に関する配慮に欠ける言動、不確かな情報の拡散等については、速やかに組織として対応する。**

#### 附 則

- 1 本ガイドラインは、令和2年5月8日に策定し、同日より適用する。
- 2 令和2年 6月11日ガイドラインを一部改定し適用する。
- 3 令和2年 8月20日ガイドラインを一部改訂し適用する。
- 4 令和2年12月16日ガイドラインを一部改訂し適用する。
- 5 令和3年 6月 1日ガイドラインを一部改訂し適用する。

本ガイドラインに係る問い合わせ先一覧

【学習指導に関すること

(体育・保健体育科を除く)】

【学校行事に関すること】

学校教育課 指導研修係

TEL：55-5417

【施設の消毒に関すること】

学校管理課 TEL：55-5642

【児童・生徒の心のケアに関すること】

生徒指導推進室

TEL：55-5652

【偏見や差別を生まないための指導に関すること】

人権施策推進課 学校人権教育係

TEL：55-5422

【その他の内容に関すること】

学校教育課 保健体育係

TEL：55-5428